

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三 （略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第二項若しくは協同組合によ</p>	<p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八 （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三 （略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第四項若しくは協同組合によ</p>

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
（6）
（10）
チ
（略）
五・六
（略）

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
（6）
（10）
チ
（略）
五・六
（略）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三（略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十二条第二項若しくは協同組合によ</p>	<p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三（略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十二条第四項若しくは協同組合によ</p>

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
五・六（略）

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
五・六（略）

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト）（2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三（略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十二条第二項若しくは協同組合によ</p>	<p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト）（2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>(1) 三（略）</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十四条第四項若しくは協同組合によ</p>

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
五・六（略）

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

ホ
五・六（略）

会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第百六十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）<u>第四十一条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める権利を得た信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の普通出資者並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十九条の三に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資者とする。</u></u></p>	<p>（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第百六十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）<u>第四十一条第二項に定める権利を得た信用協同組合及び同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の普通出資者並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十九条の三に定める権利を得た労働金庫及び労働金庫連合会の普通出資者とする。</u></u></p>

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六條（同法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（同法第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四條の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二條第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五條第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四條第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十一條第一項（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六條（同法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十二第一項（同法第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四條の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二條第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五條第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四條第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十一條第一項（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第</p>

百八十一号) 第九条の七の五第二項において準用する
場合を含む。)

三の二 中小企業等協同組合法第百五条の四第六項

四) 三十三 (略)

2
3
4 (略)

百八十一号) 第九条の七の五及び第百六条の三におい
て準用する場合を含む。)

(新設)

四) 三十三 (略)

2
3
4 (略)

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>二 法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け</p> <p>四 当該信用協同組合連合会が総株主等の議決権（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>五 当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>法第九条の八第二項第八号に規定する有価証券の貸付</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 会員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>二 法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>三 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け</p> <p>四 当該信用協同組合連合会が総株主等の議決権（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>五 当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>法第九条の八第二項第八号に規定する有価証券の貸付</p>

け（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる有価証券の貸付けを含む。）で内閣府令で定めるものは、組合員（信用協同組合連合会にあつては会員）に対する有価証券の貸付けその他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けとする。

457（略）

8 前四項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十七号及び第十八号に掲げる金銭債権の取得又は譲渡の事業について、これを準用する。

（信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第一条の三 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。）第十一条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）別紙様式第十号中の貸借対照表（次号において「貸借対照表」という。）の預金勘定に計上されるもの

二 貸借対照表の借入金勘定に組合短期資金として計上されるもの

（定款の変更の認可を要しない事項）

け（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる有価証券の貸付けを含む。）で内閣府令で定めるものは、組合員（信用協同組合連合会にあつては会員）に対する有価証券の貸付けその他金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けとする。

457（略）

8 前四項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十七号及び第十八号に掲げる金銭債権の取得又は譲渡の事業について、これを準用する。

（信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第一条の三 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。）第八条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）別紙様式第十号中の貸借対照表（次号において「貸借対照表」という。）の預金勘定に計上されるもの

二 貸借対照表の借入金勘定に組合短期資金として計上されるもの

（定款の変更の認可を要しない事項）

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項

二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（法第九条の九第六項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

六 協同組合による金融事業に関する法律第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第五項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項

二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

六 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定

替取引（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第二号に掲げる法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

七、十（略）

する為替取引（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に掲げる法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

七、十（略）

改 正 案	現 行
<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）</p> <p>イ 理由書</p> <p>ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項の規定により理事会の決議があつたものとみ</p>	<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）第三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）</p> <p>イ 理由書</p> <p>ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項の規定により理事会の決議があつたものとみ</p>

なされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面)

- 二 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により行う同法第九條の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)
- イ 理由書
- ロ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

三 (略)

2 (略)

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

- 一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第九号に掲げる事業(同法第九條の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項
- 二 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業(同法第九條の九第六項の規定により行う同法第九條の八第二項第十九号又は第二

なされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面)

- 二 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九條の九第五項の規定により行う同法第九條の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)
- イ 理由書
- ロ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

三 (略)

2 (略)

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

- 一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第九号に掲げる事業(同法第九條の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項
- 二 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業(同法第九條の九第五項の規定により行う同法第九條の八第二項第十九号又は第二

十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

六 法第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定

十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

六 法第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定

する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、国民生活金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業を含む。）

八・九（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二・三（略）

2・3（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、国民生活金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業を含む。）

八・九（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二・三（略）

2・3（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用協同組合等の主要な事業の内容(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。))を営む場合においては、信託業務の内容を含む。

三 五 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用協同組合等の主要な事業の内容(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。))を営む場合においては、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。)の内容を含む。

三 五 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業の許可の審査)

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同

じ。前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十条の五十六第一項の規定により法第六条の第三

項の許可を取り消された場合

ホ（2）
チ（10）
（略）

五・六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（五）（略）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項若しくは第九条の九第六項第一号に規定する業務に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前

じ。前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト2）において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十条の五十六第一項の規定により法第六条の第三

項の許可を取り消された場合

ホ（2）
チ（10）
（略）

五・六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（五）（略）

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項若しくは第九条の九第五項第一号に規定する業務に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前

号に掲げる場合を除く。)

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十一号までに規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う第九条の八第二項第六号から第二十一号までに掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみに
を行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは
廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内
容の変更をした場合

六の二(略)二十五(略)

2
7 (略)

号に掲げる場合を除く。)

六 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十一号までに規定する事業(同法第九条の九第五項の規定により行う第九条の八第二項第六号から第二十一号までに掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。)の全部若しくは一部のみに
を行う施設若しくは設備(代理契約に基づき、当該契
約の相手方が当該事業に係る代理業務を営むものを含
む。)の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設
若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場
合

六の二(略)二十五(略)

2
7 (略)

改正案	現行
<p>（法第十四条第一項等の規定による合併等の認可） 第二十五条 法第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第一百五十二条第一項第六号に掲げる書面</p> <p>ロ（略）</p> <p>八 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡</p>	<p>（法第十四条第一項等の規定による合併等の認可） 第二十五条 法第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則（昭和三十年大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸、建設省令第一号）第七条第一項第六号に掲げる書面</p> <p>ロ（略）</p> <p>八 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡</p>

又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号若しくは第八十條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第一百五條第一項第二号若しくは第一百十六條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第二十四條第一項等の規定による合併等の認可)
第六十二條 法第二十四條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等(法第二條第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象組織再編成子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号若しくは第二十五條の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第八十六條第一項第二号又は中

又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号若しくは第八十條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第五條の二の三第一項第二号若しくは第五條の二の四第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第二十四條第一項等の規定による合併等の認可)
第六十二條 法第二十四條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等(法第二條第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象組織再編成子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一条第二号若しくは第二十五條の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第八十六條第一項第二号又は中

小企業等協同組合法施行規則第百五十二条第一項第六号に掲げる書面

ロ (略)

八 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号若しくは第三十四条の三十一第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五条の十一第一項第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号又は小企業等協同組合法施行規則第百十六條第二号に掲げる書面

三(八) (略)

(法第三十四条第一項の規定による合併等の認可)

第八十六条 法第三十四条第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規則第八十六条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第百五十二条第一項第六号に掲げる書面

小企業等協同組合法施行規則第七条第一項第六号に掲げる書面

ロ (略)

八 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号若しくは第三十四条の三十一第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五条の十一第一項第二号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号又は小企業等協同組合法施行規則第五条の二の四第二号に掲げる書面

三(八) (略)

(法第三十四条第一項の規定による合併等の認可)

第八十六条 法第三十四条第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規則第八十六条第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第七条第一項第六号に掲げる書面

口 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡
又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び信用金
庫法施行規則第七十九条第一項第二号又は中小企業
等協同組合法施行規則第一百六条第二号に掲げる書

三
八
（略）

口 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡
又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び信用金
庫法施行規則第七十九条第一項第二号又は中小企業
等協同組合法施行規則第五条の二の四第二号に掲げ
る書面

三
八
（略）